

○村上市有料広告掲載要綱

平成23年 3 月31日

告示第124号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市が民間企業等の有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 村上市が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについて広告掲載に努めるものとする。

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告媒体の掲載基準)

第4条 広告媒体に掲載できる広告（以下「当該広告媒体」という。）の基準は、別に定めるものとする。

(広告掲載の対象者)

第5条 広告の掲載をすることができる個人又は団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中でないこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) その他別に定める要件

(広告の規格等)

第6条 市が募集する広告の規格、枠数、広告掲載料及び広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 広告の掲載の優先順位及び可否の決定等に係る事項については、第4条に規定する基準によりその性質に応じて、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

2 所管する課等から前項の規定に基づき広告掲載の決定等の可否があったときは、財政

課の合議を経て決定するものとする。

- 3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者（以下「広告主」という。）に別に定める通知書により通知するものとする。

（広告審査委員会）

第9条 広告掲載に関し疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため、村上市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、総務課長、財政課長、企画戦略課長、環境課長、観光課長及び生涯学習課長をもって組織する。
- 3 審査会に委員長を置き、財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総括し、会議の議長となる。
- 5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 8 委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 9 委員会の事務局は財政課に置く。

（会議結果等の報告）

第10条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

（広告掲載料の納入）

第11条 広告主は、掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

（広告主の責任等）

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、村上市の市税等を完納していなければならない。また、実際に広告を掲載する者が広告主と異なる場合においても同様とする。
- 3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告代理店への業務委託）

第13条 市長は、広告の募集、広告の作成の業務を広告代理店に委託することができる。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不適当と判明した場合
- (4) 広告媒体の編集、発行上支障がある場合

（広告掲載料の還付）

第15条 広告掲載が決定した後、広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月27日告示第330号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月15日告示第80号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第176号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第92号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第151号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。